

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「一人でも多くのお客様の笑顔を創造し、更なるお客様の発展をお約束する。」という企業理念のもと、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と経営理念の推進を経営の最重要課題としております。そのため、経営に対する相互牽制機能・監督機能の強化及びディスクロージャーの透明性確保と向上を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Dimension	360,000	42.86
臼井貴弘	352,000	41.90
デュアルタップ従業員持株会	48,000	5.71
坂東多美緒	21,000	2.50
臼井英美	20,000	2.38
ライト工業株式会社	10,000	1.19
株式会社アセットリード	10,000	1.19
株式会社クラフトコーポレーション	10,000	1.19
外山昭弘	7,500	0.89
横井浩樹	1,500	0.18

支配株主(親会社を除く)の有無	臼井貴弘
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6 月
-----	-----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引については、取引を行うこと自体に合理性があること並びに取引条件の妥当性について、取締役会等で審議した上で結論を決定することとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木呂子義之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木呂子義之	○	——	木呂子義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査人及び会計監査人監査それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と連携・相互補完を図るため、監査役、内部監査人及び会計監査人は、原則四半期ごとに情報交換しており、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
都甲孝一	公認会計士													
松田秀正	他の会社の出身者													
酒井康弘	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
都甲孝一	○	――	都甲孝一氏は、公認会計士として豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づき、広範かつ高度な視点を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
松田秀正	○	――	松田秀正氏は、企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、広範かつ高度な視点を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
酒井康弘	○	――	酒井康弘氏は、企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、広範かつ高度な視点を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生

ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役1名及び社外監査役3名全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、平成26年6月25日及び平成27年9月24日開催の取締役会にてストックオプションの付与を決議しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役及び従業員、並びに子会社の取締役及び従業員に対して幅広くストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬については、それぞれ総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して総務部が必要に応じサポートを行っております。取締役会の開催日程及び議題は事前に連絡しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(社外取締役1名)で構成されております。当社では、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行っており、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

当社の取締役の任期は、取締役会の体制構築を目的として2年としております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役3名)で構成されております。当社では、原則として月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて、臨時監査役会を開催しております。

監査役会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、常勤監査役が中心となり日常業務の監査を行い、監査役3名で役割分担をすることで、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視及び監督機能を担っております。また、内部監査室及び会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

当社は、社外監査役の選任については、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できているこ

とを個別に判断しております。

(3)コンプライアンス委員会

当社は、持続的な成長を確保するため「コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(4)内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し1名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門及び子会社の監査について内部監査規程及び年度計画に基づいて実施し、会社の業務が各種法令、社内規程等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査結果については、代表取締役社長、監査役等に報告しております。

(5)会計監査人

新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する取締役会に社外取締役1名及び社外監査役3名が出席し、経営への監視機能を強化しております。当社グループはコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している4名を社外取締役及び社外監査役とすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものとし、現状の体制としております。

社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社グループとの間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しており、4名とも東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社グループは、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社グループは、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
その他	招集通知の発送とあわせて、当社グループホームページに招集通知を掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の方々にも、当社について理解を深めて頂くとともに、投資対象として頂くように年1回程度のペースで開催して行きたいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時に説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRページを開設し、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知を掲載することを考えております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室で担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用して、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示を行って参ります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する株式会社の業務の適正を確保するための体制の基本方針について、平成27年5月15日開催の取締役会において下記のとおり決議しております。

イ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念の具体的な実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底する。
- 2) 当社グループは、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。なお、同規範の第1条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社グループの断固とした姿勢を伝えている。
- 3) コンプライアンス管理規程により、当社グループの具体的な取り組みを明らかにしている。
- 4) 当社は、コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。
- 5) 当社グループは、役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断される時は、当社取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。
- 6) 当社グループは、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。
- 7) 当社監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見した時、またはその恐れがあると認めた時は当社取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。
- 8) 当社グループは、反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を、文書取扱規程に基づき保管し、管理している。

ハ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「子会社管理規程」に基づき、管理項目ごとに報告等の手続方法を定め、報告を受けることとする。

ニ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社的対応は、当社内部統括部が行うものとする。
- 2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、当社取締役会において審議する。

ホ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定期的に取締役会を開催するとともに、常勤取締役、常勤監査役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。
- 2) 当社は、取締役会で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社グループ全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。
- 3) 当社取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。
- 4) 当社取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。

ヘ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役職員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。
- 2) 当社グループは、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマル問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。
- 3) 当社グループは、当社グループの財務報告にかかる内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- 4) 当社グループは、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役に求められた場合、当社内部統括部に監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

チ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
- 2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査役であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。

リ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役監査規程を策定し、監査役は監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有している。

また、当該規程に従い、監査役スタッフは監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等に出席し、情報の把握を務め、また、監査役の指示に基づき、業務執行部門に対して報告を求めることができるものとする。

ヌ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査役からの求めに応じて、取締役会その他監査役の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
- 2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- 3) 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

ル 子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、各子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

さらに、当社内部監査室は各子会社を監査した結果を監査役に定期的に報告するものとする。

ヲ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、公益通報者保護規程を策定し、当社グループの取締役及び使用人等が社内イントラネット上の「従業員専用相談窓口」等を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取り扱いは行わず、かつ、当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとする。

ワ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

カ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、「監査役監査規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

2) 監査役は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンスガイドライン」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

社内体制としては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力からの不当要求が発生した旨が内部統括部及び担当取締役へ報告された段階で、外部専門機関と相談連携を図り、その対応については、不当要求対応要領等に従って対応します。

要求が正当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負います。反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、代表取締役等の経営トップへも報告し組織全体としての対応を行います。その際には、民事上の法的対抗手段を取り、刑事事件化も躊躇せずに、不当要求には屈しない姿勢を反社会的勢力に鮮明にし、積極的に被害届けを提出する対応フローとしております。

外部専門機関に関しましては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ会員登録をしており、不当要求があった場合は、事務局へ連絡相談し、助言指導を頂きます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

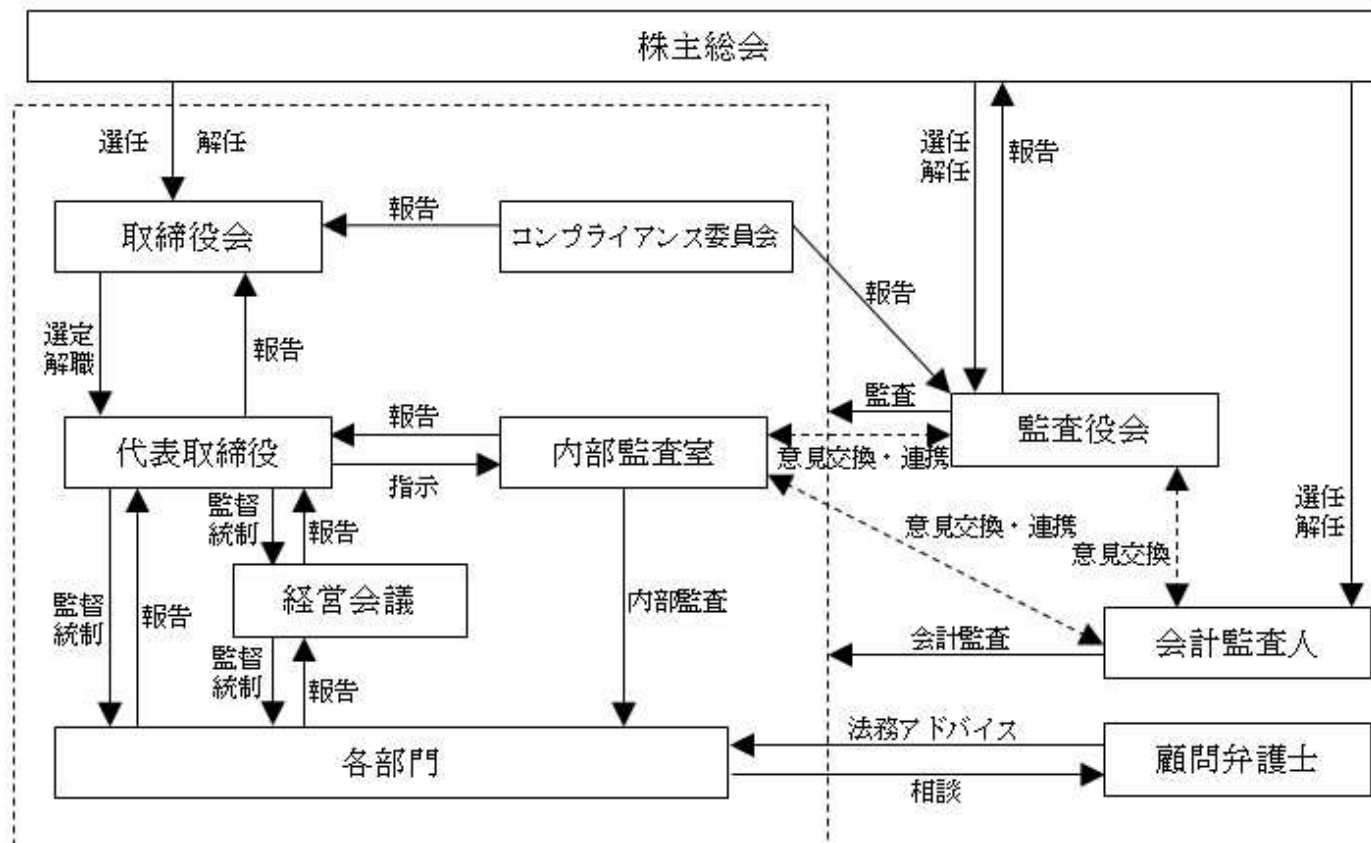
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

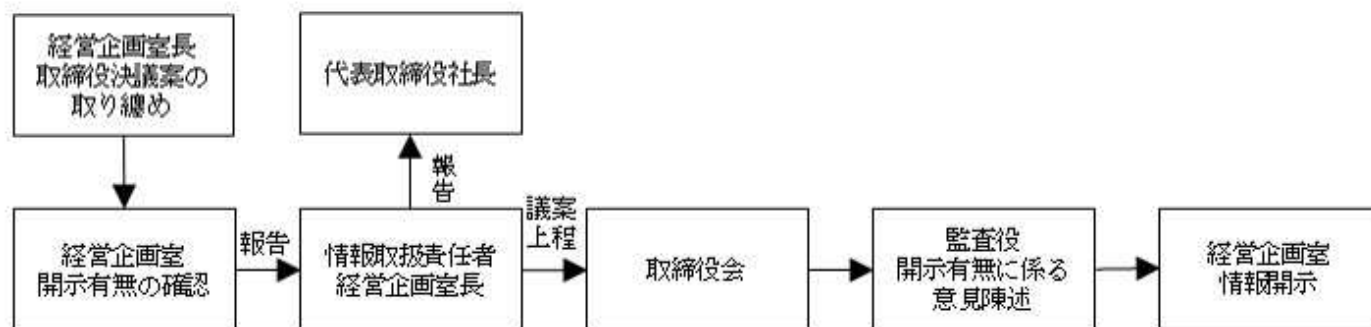
本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

【参考資料（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実及び決算に関する情報等＞



《発生事実に関する情報等》

